



発行 東京都

目次

78

公 告

- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック
ク・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)…一
- 東京体育館の開場時間の変更……………(同)…一
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)…一
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)…二
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変
更……………(同)…二
- 東京武道館の休館日の変更……………(同)…二
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同)…三
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)…三
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)…三
- 有明テニスの森公園テニス施設の休館日……………(同)…三
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変
更……………(同)…三
- 東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変
更……………(同)…四

公 告

東京体育館の休館日の変更について
東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第
七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育
館の施設の休館日を次のように変更する。
平成二十八年九月三十日
東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ

臨時開館 平成二十八年十月十七日、同年十一月二
十一日、同年十二月十九日及び同月二十
八日から同月三十一日まで
臨時休館 平成二十八年十月十八日、同月十九日、
同年十一月九日及び同年十二月八日

(二) サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室

臨時開館 平成二十八年十月十七日、同年十一月二
十一日、同年十二月十九日及び同月二十
八日から同月三十一日まで
臨時休館 平成二十八年十月十八日、同月十九日、
同年十一月九日及び同年十二月八日

(三) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

臨時開館 平成二十八年十月十七日、同年十一月二
十一日、同年十二月十九日及び同月二十
八日から同月三十一日まで
臨時休館 平成二十八年十月十八日、同月十九日、
同年十一月八日から同月十日まで及び同
年十二月八日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の
整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第
七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京体育
館の施設の開場時間を次のように変更する。
平成二十八年九月三十日
東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二期日

平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日までの
日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律
第七十八号)に規定する休日を除く開館日
三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで

午前九時から午後十一時まで

(二) 土曜日

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日に
ついて
東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第
七十六号)第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック
公園総合運動場の施設を次のように休館する。
平成二十八年九月三十日
東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成二十八年十月三日、同月十七日、同月二十四日、同月三十一日、同年十一月七日、同月十四日、同月二十一日、同月二十八日、同年十二月五日、同月十二日及び同月十九日

(二) 第二球技場、補助競技場、軟式野球場及び硬式野球場

平成二十八年十月三日、同月十七日、同年十一月七日、同月二十一日、同年十二月五日及び同月十九日

(三) テニスコート

平成二十八年十月三日、同月十七日、同年十一月七日、同月二十一日及び同年十二月五日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場及び補助競技場

臨時開館 平成二十八年十二月二十八日から同月三十一日まで

(二) 体育館

臨時開館 平成二十八年十二月二十八日から同月三十一日まで

十日まで

臨時休館 平成二十八年十月三日

(二) 屋内球技場

臨時休館 平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日まで

(四) 第一球技場

臨時休館 平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日まで

(五) トレーニングルーム、第二球技場、硬式野球場、軟式野球場、テニスコート及び弓道場

臨時開館 平成二十八年十二月二十八日から同月三十日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

平成二十八年十月二十四日、同月三十一日、同年十一月十四日、同月二十八日、同年十二月十二日及び同月二十六日

午後零時三十分から午後四時三十分まで

(二) 硬式野球場

平成二十八年十月二十四日、同月三十一日、同年十一月十四日、同月二十八日、同年十二月十二日及び同月二十六日

午後零時三十分から午後九時まで

(三) 軟式野球場

平成二十八年十月二十四日、同月三十一日、同年十一月十四日、同月二十八日、同年十二月十二日及び同月二十六日

午前八時三十分から午後零時三十分まで

(四) トレーニングルーム

ア 平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

午前九時から午後九時三十分まで

イ 平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日までの一(四)アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成二十八年十一月二十一日及び同年十二月二十八日から同月三十日まで

臨時休館 平成二十八年十一月十四日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日までの

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成二十八年九月三十日

臨時開館 平成二十八年十二月十九日及び同月二十八日から同月三十日まで

臨時休館 平成二十八年十一月二十二日から同月二十七日まで及び同年十二月十二日

一 期日

臨時開館 平成二十八年十二月十九日及び同月二十八日から同月三十日まで

臨時休館 平成二十八年十一月二十二日から同月二十七日まで及び同年十二月十二日

臨時休館 平成二十八年十一月二十二日から同月二十七日まで及び同年十二月十二日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日までの

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の休館日について

いて

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、有明テニスの森公園を次のように休館する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成二十八年十二月五日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート（夜間照明設備を備えているもの）

ア 平成二十八年十月一日、同月二日、同月八日から同月十日まで、同月十五日、同月十六日、同月二十

二日、同月二十三日、同月二十九日、同月三十日、

同年十一月三日、同月五日、同月六日、同月十二日、

同月十三日、同月十九日、同月二十日、同月二十三日、

同月二十六日及び同月二十七日

午前七時から午後九時まで

イ 平成二十八年十一月一日から同年十二月三十一日までの一(一)アの期日を除く開館日

午前九時から午後九時まで

(二) テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの)

ア 平成二十八年十月一日、同月二日、同月八日から同月十日まで、同月十五日、同月十六日、同月二十二日、同月二十三日、同月二十九日及び同月三十日

午前七時から午後五時まで

イ 平成二十八年十一月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日、同月二十日、同月二十三日、同月二十六日及び同月二十七日

ウ 平成二十八年十月一日から同月三十一日までの一(二)ア及びイの期日を除く開館日

午前九時から午後五時まで

理由

使用者の利便性の向上のため

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの施設の休業日を次のように変更する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

施設名及び期日

(一) 運動場

臨時休業 平成二十八年十月一日から同月三十一日まで

(二) 洋弓場

臨時休業 平成二十八年十一月一日から同年十二月三十一日まで

理由

改修工事に伴う施設閉鎖のため

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月

三〇円 六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七號

郵便番号 113-0001

